

平成 27 年度 環境技術実証事業「有機性排水処理技術分野」における 実証対象技術の募集について「技術募集案内」

(一般社団法人埼玉県環境検査研究協会公表資料)

平成 27 年 5 月 15 日

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会

環境省では、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業を「環境技術実証事業」として実施されております。

このたび、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会は、平成 27 年度の有機性排水処理技術分野の実証機関となりました。

つきましては、ここに実証試験の対象となる技術を募集いたします。

なお、この分野においては、実証試験に係る実費を申請者に負担していただく手数料徴収体制で実施いたします。

1 実証試験の対象技術等

(1) 申請対象技術

a. 対象となる排水

・厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水。

b. 対象となる技術

- ・開発中の技術ではなく、商業的に利用可能な技術であること。
- ・生物学的処理、物理化学的処理、又はその組み合わせ(ハイブリッド法)。
- ・後付け可能なプレハブ型等の低コスト・コンパクト、省エネルギー、かつメンテナンスが容易な技術であること。
- ・排水処理技術の原理が、確実なデータによって説明されているものであること。

※総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質の除去を目的とした技術、汚泥を減量するなどの技術も**幅広く**対象とします。

※流入水及び処理水の実証試験ができないもの、また、薬剤・微生物製剤を既存排水系統に投入するだけの技術は除きますが、詳しくは一般社団法人埼玉県環境検査研究協会実証事業事務局までお問い合わせください。

(2) 実証試験実施場所

- 実証試験実施場所は、すでに装置が設置されている場所、又は実証試験計画作成開始予定時期までに装置の設置が確実な場所を提案してください。

なお、実証試験実施場所の提案が難しい場合はご連絡ください。対象技術によっては、実証試験場所の紹介が可能な場合があります。

2 申請者の要件

- 対象となる技術を保有する者であること。
- 実証試験実施場所を提案できることなど、「環境技術実証事業 有機性排水処理技術 実証試験要領」で定められた事項を遵守できること。
 - ※実証試験要領は、環境省の環境技術実証事業ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/policy/etv>) を参照して下さい。
- 実証試験に関する運用方法を定めた、「別添 2」技術実証に係る申請及び実施に関する要領」で定められた事項を遵守できること。
 - ※この要領は、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会による環境技術実証事業のウェブページ (<http://www.saitama-kankyo.or.jp/>) を参照して下さい。(実証申請書様式もダウンロードできます。)

3 対象技術の申請及び実証対象技術選定について

(1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、下記の書類を各1部(正本1部、電子ファイル:マイクロソフト Word 形式[2000~2007 形式]媒体は CD-R、DVD-R、USB メモリの何れか)提出してください。(別添 1-4 ページ、8の申請書提出先まで必ず郵送にて申し込み下さい。)

① 申請技術についての資料

別添 3「**実証申請書**」様式(A4サイズ)の各項目について記入したものと及び申請書に添付する資料:様式自由。

② その他(必要に応じて)

(2) 申請の締め切り

公表の日から平成 27 年 11 月 30 日(月)まで、実証対象技術の申請を受け付けます。

ただし、上記受付期間内であっても、応募件数の状況によって、応募を終了する場合があります。その際は、当協会のホームページでお知らせします。また、技術の内容によっては、申請時期との関係により年度内の実証試験の完了が困難として、申請をお受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 書類選考及び実証対象技術選定等について

別紙申請様式にて申請していただいた後は、書類選考及び技術実証検討会等での検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて選定されることとなります。なお、対象技術の選定は、実証試験要領に示されている形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点に照らして行います。

また、選定結果につきましては申請者に個別に通知しますが、選定経過については問い合わせに応じられません。

4 費用負担

- 実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、その費用は申請者の負担となります。
- 実証対象機器の運転及び維持管理に要する費用は申請者の負担となります。また追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用も申請者の負担となります。
- 実証試験実施に係る実費は、申請者に手数料として負担していただき実証機関に納付して頂くこととなります。

※実証試験実施に係る手数料は、実証対象技術の内容、試験実施場所、実証試験の項目及び既存データの活用等により異なりますが、申請者と調整し、試験計画の内容が確定した後に積算し決まることとなり、原則実証試験開始前に納付していただくこととなります。なお、実証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料は改めて確定することとなります。

※対象技術の処理方法による手数料予定額

- ・生物学的処理 160～280 万円程度
- ・物理化学的処理 120～160 万円程度
- ・ハイブリッド 250～360 万円程度
- ・その他(技術実証委員会の開催、実証試験計画の策定、実証試験結果報告書の作成等)の費用は、環境省が負担します。

※なお、上記の金額は、あくまで目安であり、技術の内容・状況により、異なりますので、申請前にご相談ください。

5 実証スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	翌1	2	3
対象技術の公募・選定			←————→									
実証試験計画の策定				←————→								
実証試験の実施				←————→								
実証試験結果報告書の作成											↔	
環境省への報告・公開											↔	

※実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、実証試験結果の如何を問わず、環境省の承認後、環境技術実証事業及び本協会のウェブサイトで公表される予定です。

6 その他

- 原則として実証試験を行うことで客観的なデータを示すことを目的にしていますが、実証申請者が既に取得しているデータについて、実証試験要領や公定法に準拠した方法で採取されたデータであるか、得られた結果が実証試験結果に合致するか、などの観点から、技術実証委員会で検討し、その妥当性が確認されれば、実証試験に代えることが可能となります。
しかし、実証申請者が既に取得しているデータが、実証試験計画において必要とされるデータを満たしていないと判断された場合(データ不足、公定法以外での分析など)においては、その必要部分について、別途実証試験を行う必要があります。
- 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。
- 本件につきましては可能な限り情報を公開していくこととしておりますが、公開できない情報につきましては別途相談ください。

7 問い合わせ先及び申請書提出先

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 実証事業事務局(野口・鈴木)
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11
代表 TEL 048-649-1151(内線 333)
直通 TEL 048-649-5496 FAX 048-649-5493
E-mail news@saitama-kankyo.or.jp

なお、環境技術実証事業全般については環境省の環境技術実証事業ウェブサイト詳しく紹介されていますので参考にしてください。

【環境技術実証事業ウェブサイト <http://www.env.go.jp/policy/etv/>】

実証試験に係る申請及び実施に関する要領（有機性排水処理技術分野）（案）

（目的）

第1条 本要領は、「環境省環境技術実証事業 有機性排水処理技術分野」（以下「事業」という。）において、実証試験の方法を定めた「有機性排水処理技術分野実証試験要領」（以下「実証試験要領」という。）に基いた実証試験の申請及び実施に関する方法を一般社団法人埼玉県環境検査研究協会が事業の実証機関（以下「実証機関」という。）としての運用方法を定めたものである。本要領は、実証対象技術として採用された実証申請者と実証機関で結ぶ契約事項として扱われる。

（実証試験の申請）

第2条 実証試験を希望する者は、本要領及び実証試験要領の内容を承諾のうえ、実証機関がホームページ上で公開する「実証申請書」に必要な事項を記載し、実証試験を希望する技術を実証機関に申請する。

- 2 実証機関は、諸手続の情報提供や対応について実証試験を希望する者によらず同等に扱い、併せて技術情報を守秘する。
- 3 実証機関は、実証機関に所属する役員もしくは構成員である実証技術は、申請を受け付けできない。

（審査結果の通知等）

第3条 実証機関は、自らの手数料予定額を明示して実証対象技術を公募する。

- 2 実証機関は、第2条の申請があったときは、当該申請技術の実証可能性を技術実証検討会の助言を参考に審査し、環境省の承認を得ることとする。審査に当たっては、実証試験の申請者との利害関係が影響することなく、特定の申請者や申請技術によって偏りのなく対応する。
- 3 実証機関は、第2条の申請の審査は実証試験要領で示された選定方法により実施し、この結果は実証試験の申請者及び実証運営機関に通知する。
- 4 実証機関は、申請技術の選定経過を開示しないこととする。
- 5 実証試験の申請者から審査結果の異議申し立てがあった場合は、公開できる範囲で誠実に対応する。

（実証試験計画の作成）

第4条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験計画を策定する。

- 2 前条第3項の審査結果で実証対象技術として選定する通知を受けた者（以下「実証申請者」という。）は、実証機関による実証試験計画の策定に協力しなければならない。
- 3 実証機関は、実証試験計画案を技術実証検討会に諮り環境省の承認を得る。実証申請者には実証試験計画案を提示し、実証申請者はその内容を確認し合意のうえ、書面をもって承認を得る。この承認には、実証試験実施場所の所有者または管理者の合意も必要とする。これらの承認をもって、当該実証試験計画案を「実証試験計画」として確定した扱いとなる。
- 4 実証機関は、実証申請者や実証試験実施場所の所有者または管理者の承認を得られないために、実証試験計画が確定できないときは、実証試験を行わない。

（実証試験の実施）

第5条 実証機関は、実証試験要領及び実証試験計画の定めるところに従い、実証試験を実施する。

- 2 実証機関は、技術実証検討会や環境省の助言を参考に実証試験が公平並びに公正な実施に影

響することなく事業を進める。

(実証試験の委託)

第6条 実証機関は、実証試験にかかる業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、実証機関は、実証試験要領に基づく実証試験の品質を保持できる機関を選定する。

(実証試験の協力、必要装置等の提供・貸与)

第7条 実証申請者は、実証試験に関し、実証機関の要請に応じて、以下次の各号に定める協力的行為を行わなければならない。

- (1) 実証試験に必要な装置及び付属機器等（以下「必要装置等」という。）の提供または貸与並びに必要な装置等の操作、運転に必要なマニュアルの提供
 - (2) 必要装置等の操作、運転に必要な作業要員（必要装置等の運転にかかわる資格及び訓練を受けている者に限る）の派遣及び材料、燃料その他の物品の提供
 - (3) 実証試験実施場所の提供（実証機関との調整で実証機関が準備した場合を除く）
 - (4) 実証試験に対する補佐、助言その他実証試験の円滑な実施に必要な一切の協力的行為
- 2 実証機関は、実証申請者が前項各号の協力的行為を行わないときは、実証試験を中止することができる。

(貸与物滅失の免責)

第8条 実証機関は、必要装置等その他の実証申請者から貸与された物品（以下「貸与物」という。）を滅失または毀損したときでも、それが故意によるものでない限り、実証申請者への賠償を免責される。

(実証試験計画の変更)

第9条 実証機関は、実証試験途中において、第三者による客観的実証である本業務の趣旨に照らして、実証試験計画の主要な箇所について変更の必要が生じたときは実証申請者と協議し、その内容を技術実証検討会の助言を参考に環境省の承認を得る。変更の内容については、その旨を実証申請者に書面で通知する。ただし、実証試験に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 実証申請者は、前項の通知を受領したときは、その変更を承認するか否かについて実証機関に書面で通知するものとする。承認しない通知については、非承認を相当する合理的理由を記載しなければならない。
- 3 実証申請者が第1項の通知を受領した日から10日以内に、合理的理由が記載された不承認の通知が実証機関に到着しない場合、実証申請者が第1項の変更を承諾したものとみなす。
- 4 実証機関は、実証申請者から実証試験の実施方法や実証試験計画の変更の希望があった場合には、適当な変更であるかどうかを判断し、技術実証検討会の助言を参考に環境省と協議のうえ、実証試験計画を変更するものとする。ただし、実証試験計画書の変更に及ばない軽微な変更についてはこの限りではない。

(実証試験の中止)

第10条 実証機関は、実証機関の責めに帰すべからざる事由により実証試験の実施が不可能または著しく困難となったときは、実証試験の一部または全部を中止することができる。

- 2 実証機関は、実証申請者から実証試験の一部または全部を中止する希望があった場合には、正当な理由によるものかを判断し、技術実証検討会の助言を参考に環境省と協議のうえ、実

証試験の一部または全部を中止するものとする。

(実証試験の再実施請求)

- 第11条 実証申請者は、実証試験の内容が実証試験計画と著しく異なると判断したときは、報告書受領から 14 日以内に、実証機関に対して、実証試験の内容が実証試験計画と著しく異なる旨及びその合理的根拠を明示した通知を行うことにより、実証試験計画に従った実証試験の再実施を請求することができる。
- 2 実証機関は、前項により実証申請者が主張する再実施の根拠を合理的でないと判断したときは、実証試験を再実施しない。

(費用負担)

- 第12条 次の各号に掲げる事項に要する費用は、原則として、実証申請者が自ら負担するものとする。
- 一 実証対象技術の試験実施場所への持込・設置
 - 二 現場で実証試験を行う場合の実証対象技術の運転に係る電気料金等の費用
 - 三 実証試験終了後の実証対象技術の撤去・返送
 - 四 試験実施場所の賃料・管理料
- 2 次の各号に掲げる実証試験実施に係る実費は、原則として、実証申請者が手数料として負担するものとする。
- 一 測定・分析等に係る人件費、補助職員賃金、機器損料、外部委託費等
 - 二 試験に伴う消耗品、測定器等が消費する電気料金・水道料金等
 - 三 実証機関の出張旅費
- 3 実証機関は、前項「実証試験実施に係る実費」に一般管理費を含めることができる。
- 4 実証機関は、実証試験計画の策定後、実証試験の開始前に、第2項に定める手数料の額及び納付期日を確定し、実証申請者に通知する。納付期日は、原則、実証試験開始前とする。
- 5 前項の通知を受けた実証申請者は、期日までに、実証機関に手数料を納付する。
- 6 実証機関は、手数料額の確定の際に、実証試験途中における実証項目の追加、また、これに伴う手数料額の追加があり得ることを、実証申請者に対して確認することとする。
- 7 第9条または第10条の規定により、実証試験計画の変更または実証試験の一部または全部を中止する場合には、実証機関は実証申請者と協議のうえ、環境省にその経緯を説明し承認を得る。第2項に定める手数料の額は、実証機関は実証申請者と協議のうえ、改めて確定する。

(実証試験結果報告書)

- 第13条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験の結果に関する実証試験報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル等の媒体で作成し、実証申請者に通知、送付する。
- 2 報告書における実証試験の結果は、環境技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下における環境技術の環境保全効果のデータを提供するものであり、実証機関は、実証申請者の環境技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、実証申請者は、環境省や実証機関が環境技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。並びに実証試験を行った装置（型式）以外の製品を実施したもの扱うことはできない。
- 3 実証申請者は、実証試験結果報告書の内容に関して疑義があるときは、実証機関に対し、実証試験の具体的諸条件などの説明を求めることができる。
- 4 実証試験結果報告書の著作権は、環境省に帰属するものとする。

(実証試験の終了と実証試験結果報告書の公開、ロゴマークの付与)

第14条 実証試験は、環境省が実証試験結果報告書を一般公開した時点を終了とし、これをもって実証申請者への通知とする。

- 2 実証試験結果報告書は、実証運営機関の確認を受けたうえで、環境省の承認を受けて一般に公開される。公開の方法、期間その他の公開に関する一切の事項は環境省が決定する。
- 3 実証申請者は、いかなる場合においても報告書の公開を拒否することはできない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、環境技術に技術上または営業上の秘密が含まれる場合において、実証申請者が実証試験計画の確定時までにはその旨申し出、実証機関から承認を受けたときは、その承認を受けた範囲に限り公開されないものとする。
- 5 実証機関は、実証運営機関から受けたロゴマーク及び実証番号を交付する。ロゴマークの使用については、環境省が定める運用方法によるものとし、実証申請者はこれを遵守する。
- 6 実証申請者は、実証を受けた技術の試験結果報告書が公表された以降は、条件に適合していることを徹底する。また、条件を逸脱するような変更があった場合には、実証を受けた技術と等しく扱うことはできない。

(協力事項)

第15条 実証申請者は、事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。

- (1) 環境省または実証機関、実証運営機関が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (2) 実証試験に係る日本国政府の予算に関係する資料の作成及びヒアリングへの対応
- (3) 実証試験後における環境技術の普及状況の報告

(守秘義務)

第16条 実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、実証試験以外の目的で利用しない。この取扱いは、実証申請者に対し同等に扱う。ただし、学術的な研究等に役立てる場合には、公開される範囲や実証申請者等が認めた範囲とする。

(損害賠償)

第17条 実証試験に関連して実証機関に損害が発生した場合、実証申請者は、実証機関に発生した損害を賠償するものとする。ただし、実証試験計画の策定、貸与物の貸与、必要装置等の運転その他の実証申請者の行為について故意または過失がないことが証明された場合についてはこの限りではない。

(定めのない事項等の取扱)

第18条 本要領に定める事項について生じた疑義または本要領について定めのない事項については、実証申請者と実証機関が協議して決定、解決するものとする。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

環境技術実証事業の申請と試験実施までの流れ

有機性排水処理技術分野

